

3-4 平成17年度介護保険事務調査の集計結果について

調査時点：平成17年4月1日現在
 調査対象：全国2,418市町村（2,140保険者）
 ～ 回答率100% ～

※ 保険者数の推移

	保険者数（市町村数）	対前年増減
平成12年4月1日	2,901（3,252）	—
平成13年4月1日	2,878（3,249）	△ 23（△ 3）
平成14年4月1日	2,869（3,241）	△ 9（△ 8）
平成15年4月1日	2,759（3,213）	△ 110（△ 28）
平成16年4月1日	2,697（3,123）	△ 62（△ 90）
平成17年4月1日	2,140（2,418）	△ 557（△ 705）

1. 保険料（65歳以上の第1号被保険者の保険料）

- 平成16年4月1日現在から保険料を変更した保険者は67保険者
うち市町村合併による変更が60保険者
- 区域を区分し、複数の保険料基準額を設定する、いわゆる不均一賦課を採用している保険者は124保険者
- 保険料を「6段階」で設定している保険者は207保険者
- 低所得者に対する単独減免の実施状況

低所得者への単独減免を実施している保険者数は771（全体の36.0%）であり、このうち、いわゆる3原則（※）の範囲内で行っている保険者数は692。

なお、単独減免実施保険者のうち3原則遵守保険者は89.8%で、昨年の89.7%と同程度。

※ 保険料減免の3原則

① 「個別申請により判定」

介護保険制度においては、保険料を所得に応じた5段階設定や6段階設定とすることなどにより、所得の低い方への必要な配慮を行っているところである。こうした方法以外で、更に一定の収入以下の者について、収入のみに

着目して一律に減免措置を講じることは、正確な負担能力を個々具体的に判断しないまま減免を行うこととなり、不公平である。

② 「減額のみ」(全額免除は行わないこと)

介護保険は、40歳以上の国民が皆で助け合う制度であり、64歳以下の現役世代がすべて保険料を支払っている中で、一部とはいえ、高齢者が保険料をまったく支払わないということは、この助け合いの精神を否定することになる。

なお、保険料の免除ではなく、制度の枠外での現金支給についても、保険料の免除と同じ結果となる措置は、実質的に助け合いの精神を否定することには変わらない。

③ 「保険料財源」(保険料減免に対する一般財源の繰入を行わないこと)

介護保険の費用は、高齢者の保険料が原則18%、市町村の一般財源が12.5%というように、それぞれ負担割合が決められている。このうち、高齢者の保険料は、高齢者の方にも助け合いに加わっていただくために、支払っていただいているものであり、それを減免し、その分を定められた負担割合を超えて他に転嫁することは、助け合いの精神を否定することになる。したがって、低所得者へ特に配慮する場合には、高齢者の保険料で負担すべきものと定められた枠の中で、被保険者の負担能力に応じた保険料額とすることにより、対応すべきである。

(参考)

調査時点	単独減免実施保険者 (A)	うち3原則遵守保険者 (B)	B/A
13年4月1日現在	134保険者	43保険者	32.1%
14年4月1日現在	420保険者	308保険者	73.3%
15年4月1日現在	695保険者	622保険者	89.5%
16年4月1日現在	841保険者	754保険者	89.7%
17年4月1日現在	771保険者	692保険者	89.8%

2. 給付

① 市町村特別給付

第1号被保険者の保険料を財源として、要介護者、要支援者に対し、市町村が条例で定めることにより行う、法律で定められた保険給付以外の独自の給付。

※ %は全保険者に対する割合（以下の項目について同様）

実施保険者数		109 (5.1%)
内 訳 (重複あり)	(紙) おむつの支給	58 (2.7%)
	移送サービス	18 (0.8%)
	通所入浴サービス	4 (0.2%)
	寝具乾燥サービス	5 (0.2%)
	配食サービス	9 (0.4%)
	訪問理美容サービス	7 (0.3%)
	在宅復帰支援費の支給 (一時外泊時の給付)	6 (0.3%)
	その他	37 (1.7%)

※「その他」の中には、緊急時の短期入所サービスに係る給付等がある。

② 基準該当居宅サービス

指定居宅サービス事業者の要件（法人格、人員基準、設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村がそのサービスを保険給付の対象とするもの。

実施保険者数		339 (15.8%)
内 訳 (重複あり)	居宅介護支援	108 (5.0%)
	訪問介護	155 (7.2%)
	同居家族に対するヘルパー派遣	6 (0.3%)
	訪問入浴	51 (2.4%)
	通所介護	101 (4.7%)
	福祉用具貸与	44 (2.1%)
	短期入所	113 (5.3%)

③ 相当サービス

指定居宅サービスや基準該当居宅サービスの確保が著しく困難な離島等の地域で、市町村が必要と認める場合に、これら以外の在宅サービス（に相当するもの）を保険給付の対象とするもの。（通所介護など）

実施保険者数	17 (0.8%)
--------	-----------

④ 保健福祉事業

第1号被保険者の保険料を財源として、被保険者全体や家族等の介護者を対象として、市町村が条例で定めることにより実施する、介護者等の支援、介護予防の取組、直営での介護サービス等の事業。

実施保険者数		158 (7.4%)
内 訳 (重複あり)	介護予防事業	31 (1.4%)
	健康づくり教室	13 (0.6%)
	介護予防教室	29 (1.4%)
	介護者支援事業	16 (0.7%)
	介護者教室・相談	10 (0.5%)
	家族リフレッシュ事業	8 (0.4%)
	直営介護事業	8 (0.4%)
	高額介護サービス費の貸付事業	94 (4.4%)
	その他	39 (1.8%)

※「その他」の中には、高齢者の筋力トレーニング事業等がある。

⑤ バウチャー

市町村が被保険者に対して事前に利用券（バウチャー）を交付し、それにより現物給付（※）によるサービス利用を可能とするもの。（住宅改修費、福祉用具購入費等の支給など）

※ 現物給付

いったん被保険者が費用を全額自己負担して、償還払いで給付を受けるのではなく、被保険者は、給付対象となる費用額から保険給付額を控除した額のみを事業者等に支払い、市町村（から委託を受けた国保連）が保険給付額を事業者等に直接支払う給付方式。

（給付対象サービスの大部分を占める指定居宅サービス事業者、施設によるサービスについては、事業者等が利用者に代わり市町村から支払を受ける方式が法に規定されており（法定代理受領）、ほとんどが現物給付化されている。）

実施保険者数	10 (0.5%)
--------	-----------

⑥ 受領委任方式

保険給付について、被保険者から個別の事業者・施設に対する受領委任を認めることにより、現物給付化するもの。

採用保険者数		534 (25.0%)
内 訳 (重複あり)	高額介護サービス費 (施設)	246 (11.5%)
	福祉用具購入	289 (13.5%)
	住宅改修	359 (16.8%)
	その他	46 (2.1%)

※「その他」の中には、特例居宅介護サービス費等がある。

⑦ 事前申請方式

福祉用具購入等に当たって、保険給付を請求するには、事前に申請する方式をとっていること。

採用保険者数		427 (20.0%)
内 訳 (重複あり)	福祉用具購入	138 (6.4%)
	住宅改修	401 (18.7%)
	その他	31 (1.4%)

3. 独自の施策

① 支給限度基準額の上乗せ

厚生労働大臣が告示で定めた支給限度基準額に代えて、市町村が条例で定めることにより、その額を超える額を支給限度基準額とすること。

※ %は全保険者に対する割合 (以下の項目について同様)

実施保険者数		19 (0.9%)
内 訳 (重複あり)	居宅サービス区分	13 (0.6%)
	福祉用具購入費	0 (0.0%)
	住宅改修費	7 (0.3%)

② 種類支給限度基準額

居宅サービス区分の特定のサービスが不足し、公平な利用に支障が生ずる場合に、市町村の判断で定める。対象サービス(*)の種類ごとに居宅サービス区分の支給

限度基準額の範囲内で定められる。

- * 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び福祉用具貸与

実施保険者数	0 (0.0%)
--------	----------

4. 給付適正化の取組

※ %は全保険者に対する割合

実施保険者数	1,415 (66.1%)	
内 訳 (重複あり)	ケアプランチェック	400 (18.7%)
	認定調査状況のチェック	253 (11.8%)
	介護給付費通知	895 (41.8%)
	住宅改修・福祉用具実態調査	255 (11.9%)
	医療情報との突合	665 (31.1%)
	その他	196 (9.2%)

① ケアプランチェック

ケアマネジャーが作成した個別のケアプランの内容について第三者が点検、評価する取組み。

② 認定調査状況のチェック

施設・居宅介護支援事業所へ委託して行っている認定調査が適正に行われているかをチェックする取組み。

③ 介護給付費通知

自庁電算、国保連への共同電算処理委託の別を問わず、介護サービス利用者へ介護給付費通知を定期的を送付する取組み。

④ 住宅改修・福祉用具実態調査

住宅改修費、福祉用具購入費の支給に関して、個別の利用者宅を訪問し、実態を確認・評価する取組み。

⑤ 医療情報との突合

介護給付費請求情報と老人医療等医療情報とを突合して、請求内容の点検を行う取組み。

5. ケアマネジャー

- 全市町村管内に住所を有する居宅介護支援事業者の事業所（基準該当も含む）の数は、30,214事業所。所属しているケアマネジャーの人数は、82,931人。

6. 利用者負担の軽減施策（実施市町村数）

※ %は全市町村に対する割合

障害ヘルパー利用者の軽減措置	1,970 (81.5%)
社会福祉法人の軽減措置	1,855 (76.7%)
離島等地域における減額措置	270 (11.2%)
市町村単独の軽減措置	581 (24.0%)

7. 介護予防・地域支え合い事業（実施市町村数）

① 介護予防等事業

※ %は全市町村に対する割合（以下の項目について同様）

事業名・実施市町村数	
介護予防事業	1,945 (80.4%)
転倒骨折予防事業	1,688 (69.8%)
アクティビティ・痴呆介護教室	830 (34.3%)
IADL訓練事業	476 (19.7%)
地域住民グループ支援	455 (18.8%)
足指・爪のケアに関する事業	97 (4.0%)
その他事業	199 (8.2%)
高齢者筋力向上トレーニング事業	409 (16.9%)
高齢者食生活改善事業	789 (32.6%)
運動指導事業	452 (18.7%)
生活管理指導事業	1,485 (61.4%)
生活管理指導員派遣事業	958 (39.6%)
生活管理指導短期宿泊事業	1,266 (52.4%)
食の自立支援事業	1,682 (69.6%)

② 在宅介護支援事業

事業名・実施市町村数	
高齢者実態把握事業	1,748 (72.3%)
介護予防プラン作成事業	1,220 (50.5%)

③ 家族介護支援事業

事業名・実施市町村数	
家族介護教室	1,172 (48.5%)
介護用品の支給	1,768 (73.1%)
家族介護者交流事業	962 (39.8%)
家族介護者ヘルパー受講支援事業	268 (11.1%)
徘徊高齢者家族支援サービス事業	496 (20.5%)
家族介護慰労事業	1,364 (56.4%)
痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業	65 (2.7%)

④ 住宅改修支援事業

事業名・実施市町村数	
住宅改修支援事業	1,510 (62.4%)
うち理由書作成の委託・助成	1,377 (56.9%)

⑤ 高齢者共同生活支援事業

事業名・実施市町村数	
高齢者共同生活支援事業	55 (2.3%)

⑥ 成年後見制度利用支援事業

事業名・実施市町村数	
成年後見制度利用支援事業	600 (24.8%)

8. 事業者指導等（実施市町村数）

① 事業者指導の状況

※ %は全市町村に対する割合（以下の項目について同様）

独自に計画的事業者指導を実施	148（6.1%）
県の実地指導に立会い（共同指導）	347（14.4%）
その他	126（5.2%）

② 県からの権限委譲

指定権限	28（1.2%）
指定監督権限	30（1.2%）

9. 境界層措置

①給付減額等の記載を行わない②標準負担額の減額③高額介護サービス費の利用者負担上限額引き下げ④保険料段階の引き下げを行うことで、生活保護を必要としない状態となる者について①から④について順に適用を行う措置

対象者数	3,832	
内 訳 (重複あり)	給付減額等の記載を行わない	431
	標準負担額の減額	2,110
	高額介護サービス費の利用者負担上限額引き下げ	1,884
	保険料段階の引き下げ	2,547

10. 第三者行為求償等

① 第三者行為求償件数

給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、その給付額を限度として被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する制度

第三者行為求償件数	1,397	
内 訳 (重複あり)	国保連に処理を委託	873
	現に第三者から支払を受けている	218
	交渉中	368

② 給付免責件数

第三者行為による請求権が発生した場合において被保険者が当該第三者から賠償を受けたときに、その価額の限度において保険給付を行う責めを免れる制度

給付免責件数		66
内 訳	現に給付免責となっている	43
	交渉中	23